

しつけ（懲戒）と虐待の境界の認識に関する検討

～フランスの懲戒行動に関する現状をふまえて

加藤 尚子 ・ 藤岡 孝志

The Recognition of Boundary for Child Discipline and Child Abuse : Following the Present Situations of Disciplinary behavior in French

Shoko Kato ・ Takashi Fujioka

Abstract: The purpose of this research is to clarify the factors related to discipline and child abuse to construct a caregiver support program to prevent child abuse. This article reviews the boundary of discipline and child abuse in Japan. Then a semi-structured interview was conducted with professionals who are working in France, where the corporal punishment prohibition law was enforced in 2018, and content analysis was conducted.

From the results of the content analysis, eight elements related to discipline and child abuse have been clarified, and critical viewpoints of supporting caregivers were extracted. The findings are as follows: including the acquisition of discipline method, a supporter from experts and difficulty in discriminating discipline and child abuse, and more. For supporting caregivers, it is necessary to show how to raise children, including specific discipline skills, and offering support from experts. The result of the study leads the hypothesis of the process of discipline and the factors that supporters should be considered.

Key Words : discipline, child abuse and neglect, supporting caregivers

要旨：児童虐待が起きる重要な背景要因として、しつけ（懲戒行動）に関する認識と児童虐待との境界の不明瞭さがあげられる。本研究では、児童虐待の発生を予防するための養育者支援プログラムを構成することを目的として、しつけと児童虐待に関連する要因を明らかにした。日本における懲戒を含むしつけと虐待との境界に関する議論を整理し、2018年に体罰禁止法を施行したフランスにおいてインタビュー調査を行った。調査の結果から、しつけと児童虐待に関係する要素として、具体的なしつけ方法の獲得、専門家の支援、しつけ／虐待の判断の難しさ、などを含む8つの要素が明らかとなり、養育者支援における重要な視点を抽出した。今後の養育者支援においては、具体的なしつけを含む子どもの養育方法を示す必要があること、専門家の支援が必要であることを示し、しつけのプロセスに関する仮説と、養育者支援において支援者が検討すべき要素に関する仮説を示した。

キーワード：しつけ（懲戒行動）、児童虐待、養育者支援

I. 問題と目的

児童虐待の相談件数は増加の一途をたどり、その勢いは衰える気配がない。2018年度に全国に212カ所ある児童相談所において児童虐待相談として対応した児童虐待対応件数は、15万9,850件（速報値）にのぼった。これは前年度より2万6,072件増え（対前年度比119.5%）、調査開始以降28年連続で増加し続け、今年度も過去最多を更新している（厚生労働省、2019）。1990年の調査開始と比較すると約145倍に、児童虐待の防止等に関する法律が制定された2000年と比べても約9倍という結果である。18歳以下の人口を2074万人ほどと推定すると、約130人に1人の子どもが児童虐待の問題に直面していることになる。児童相談所による虐待対応件数の増加は、純粋な児童虐待発生件数自体の増加と同義ではないことは広く知られてきてはいるものの、養育に困難を抱える家庭や児童虐待を受けている子どもが数多く存在していることを示しており、依然として児童虐待問題への対応は児童福祉領域における最重要課題であるといえよう。

児童虐待が起きる背景として、経済的貧困、親の性格上の問題や疾病、生育歴、子育て支援の不十分さなどが指摘されている。しかしながらその他の重要な背景要因として、子どもの養育方法やしつけに関する認識と虐待の境界の不明瞭さの問題があげられる。養育者のしつけと虐待に関する概念や認識は必ずしも明確であるとはいえず、その境界は曖昧である（細坂・茅島、2017；李・安山、2002；木下、2009など）。実際に、2018年3月に起きた東京都目黒区で5歳女児の、2019年1月に起きた千葉県野田市での10歳女児の虐待死事件においても、養育者は虐待した理由として「しつけ」をあげている。このように養育者の「しつけのつもり」の虐待による死亡事例は後を絶たず、2004年1月から2018年3月までの間に「しつけのつもり」による虐待で死亡した子どもは全体の11.5%にあたる87人に上っている。これは、加害の動機として明らかになっているなかでは、「保護を怠ったことによる死亡」（114人、15.1%）に次いで2番目に多い動機となっている（厚生労働省、2019）。3歳以上と3歳未満で比較するとその傾向はより顕著となり、3歳以上では「しつけのつもり」による虐待で死亡した子どもは全体の28%に達し、「保護を怠ったことによる死亡」と「その他」と並び、最も多い加害動機となっている。こうした現状をふまえると、児童虐待を行う養育者が虐待行為を「しつけ」としてとらえていることが多くあり、しつけと虐待に関する概念や認識、境界が不明確であることが児童虐待へとつながっていると考えることができよう。しつけと虐待の境界を含めた、しつけに関する諸相を明らかにすることは、今後の虐待予防と対策において重要な視点であるといえるが、これまで十分に検討されてきたとはいえない。

2019年に児童福祉法や児童虐待防止法が改正され、「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」として体罰禁止が明記された。しかしながらその一方で民法においては、親が子どもを「監護及び教育に必要な範囲内で懲戒できる」とする懲戒権を定めており、このことが「しつけのつもり」として養育者が虐待を行うことを正当化する理由として働いていることが指摘されている（石川、2000；小口、2009）。実際に虐待を行った親が裁判などにおいても、「（子どもに行った行為は）虐待ではなくしつけだ」という主張がなされ、民法の懲戒権を根拠に法律家によって同様の主張がなされる場面にしばしば遭遇する。こうした実情を受け、今回の児

童福祉法および児童虐待防止法の改正の施行後2年をめどに懲戒権のあり方も検討することとなり、現在法制審議会にて審議中である。しかしながら、どのような行為が懲戒に該当し、どのような行為が該当しないを明らかにすることは難しい。さらに懲戒権が削除されることによって「正当なしつけ」もできなくなるとの意見もある（産経新聞，2019）。こうした懲戒権の削除または制限に伴う懸念が生じることは、日本において長らく子どものしつけの方法として懲戒が広く認められ用いられてきたことを示しているといえよう。小口（2009）は、懲戒権は教育という目的を達するに必要な範囲内に制限されたが、親の一般的懲戒権を容認することにより懲罰を目的とした体罰を法的に正当化したと述べている。現在の民法は明治時代に定められており、こうした法が成立し維持されていることの背景には、日本人が受け継いできた家庭でのしつけや養育方法の中には、体罰を用いた懲戒という児童虐待へとつながる要素が存在し、それがさらに現在の家庭でのしつけや養育方法においても受け継がれ、認められていることを示しているといえる。懲戒権の存在が子どもへの体罰や虐待につながるという指摘がある一方で、親の養育上の権利として子どもを懲戒することができると法律によって認められるほど、日本人の間に深く根付いている子どもに対する養育姿勢と方法を簡単に放棄することは難しく、それに替わるものを示す必要があるといえよう。

フランスなどヨーロッパ各国でも、子どもを教育するために「体罰」が容認されてきた。2007年にフランスで行われた調査では、こどもの96%が親にたたかれた経験があり、祖父母の84%および親の87%が体罰を加えたことがあると回答している（Union of Families in Europe, 2007）。フランスの一般社会では、ビンタ、尻たたき、手を打つなどの体罰は普通のことあり、2009年には82%、2015年には70%が体罰禁止に反対の意思を示している（Le Figaro, 2015）。こうした統計をみると、フランスの親の多くが子どもの頃にたたかれた経験があり、そのため子どものしつけにおいてたたくという行為が養育方法として認められ、支持されていると考えられる。しかしながら、2016年に家庭における体罰を禁じる法案が可決され、2018年に施行されている。その点においてフランスは、「親の懲戒行動」への危惧に基づき、日本に先んじて、行き過ぎた、あるいは不適切な懲戒行動に至らない子育て支援を目指す方向に舵を切ったといえる。

伝統的な養育方法として、児童虐待へとつながる可能性がある体罰を用いた懲戒行動がしつけとして存在し、またしつけとしての懲戒行動と虐待の境界がかならずしも明確にされていないことは、児童虐待の発生防止と対応を図る上で妨げとなる状況であるといえる。しつけと児童虐待との境界を検討するための視点を整理すると共に、懲戒を含むしつけにおいて重要な視点を検討することは、児童虐待への対応と発生予防を検討する上で重要である。本研究では、日本における懲戒を含むしつけと虐待との境界に関する議論を整理し、その上でインタビュー調査により把握したフランスとアメリカにおけるしつけと虐待との境界と比較する。それらを踏まえ、懲戒行動（しつけ）における重要な視点を明らかにする。明らかとなったしつけ（懲戒行動）における視点は、しつけのあり方と今後の日本における虐待予防及び親支援プログラム、施設等での養育者支援プログラムの開発において重要となると思われる。それらをふまえて、親の行き過ぎた懲戒行動を予防するための方策を検討し、日本における愛着臨床アプロー

チ（親支援、里親支援、施設職員支援プログラム）の再構成を図ることを目指す。

Ⅱ. 日本におけるしつけ（懲戒行動）と児童虐待の境界に関する先行研究

1. しつけとは

しつけとは、現代社会学事典によれば、「子どもを日常生活における行動様式や生活習慣の型を身につけさせること」のために用いられ、社会化の一つの形態であるとされている。ある社会集団の成員が日常生活における生活的な習慣・価値・態度・行動様式などを修得させる過程のことをしつけという。石田ら（2015）は、「しつけ」とは社会で生きていくために日常生活における基本的な習慣・態度・行動様式を生活中で獲得していくものであり、それが身につけられるように、親や身近な大人が行為を示し教えていくものであると定義した。また岡本（2005）は、自力で実行したり判断したりできない子どもに対して、ある文化社会で生きていくために必要な習慣・スキル、行動規範を、賞罰や手本を示すなどして教えることを通して、やがては子ども自身が自分で判断し、自分で自分の行動をコントロールできるように目指す営みであるとした。

これらの定義をふまれば、しつけとは、特定の文化社会の中で生きていくために必要な習慣、態度、価値、行動規範を子どもが獲得できるように大人が働きかける営みのことだと要約できよう。子どもに備わっていないものを育て備えることがしつけであることから、そのプロセスは快体験だけでなく、時には子どもに対する制約や制限、したくないことをさせるという促しなど、子どもにとっては不快な体験も含まれる。そしてそのプロセスは、当初は子どもを育てる大人が様々な方法を用いて子どもが獲得するべき行動を取ることができるよう働きかけるが、最終的にはそうした大人の働きかけがなくとも、子どもが自分自身で判断し、自分の感情や行動をコントロールし、必要な習慣、態度、価値、行動規範を取ることができるようになるという経過をたどる。したがって、適切なしつけを考えるための前提として、子どもが日々の生活の中で日常の生活習慣の獲得や何らかの課題に直面したときの対処を図る際に、自分自身で事の善悪を判断しすべきことを見いだすためには、どのような能力が求められ、どのような状態が必要となるのかが、養育者に理解されていることが必要となる。その上で、その状態や能力を準備するためにはどのような大人の働きかけが効果的であるのかを考えることが、適切なしつけを考えるということになる。子どもが自分の感情や行動をコントロールすることができるようになるためには、どのような子どもの状態と能力が求められ、それを用意するためにどのような大人の働きかけが効果的であるのかを考えることがしつけの根幹であるといえる。

2. しつけと児童虐待

厚生労働省は、「子ども虐待の対応の手引き」において、子どもの立場から安全と健全育成が図られていることがしつけであり、保護者の意図は関係なく、あくまでも子どもにとって有害となる行為は虐待であるという考えを示している（厚生労働省、2013）。しつけと虐待の概念的差異については、厚生労働省による手引きとほぼ同一の見解が他でも示されており（日本小児医学会、2006；馬場、2015；ほか）、保護者の意図や価値判断ではなく、子どもを主体と

してその安全と健康が守られているか否かを基準とした判断であることは揺るぎないものであるといえる。

一方で、日本の成人においては約6割が子どもに対するしつけのための体罰を容認しており、実際に子どもを養育している養育者の7割がしつけの一環として子どもを叩いたことがあり(セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン, 2018)、しつけと虐待の概念的差異は十分に浸透しているとはいえない。これまでの研究においても、一般の養育者においてはしつけと虐待の境界は曖昧となっていることが多く示されている。8割以上の母親が虐待と認識していた行為は「やけどを負わせる、整髪でなく髪を切る、食事を与えない、お風呂に入れない、下着を替えない、家に放置する、裸のままにしておく、学校に行かせない、物を投げる、他のきょうだいと差別をする」であり、6割前後の母親がしつけとして行ってよいと認識していた行為としては「大声で叱る、お尻を叩く、手を叩く」(李・山下・津村, 2012)であった。一方で比較的ダメージの少ない体の部位に対して体罰を伴うしつけをおこなうことは許容されると考えられており(金谷・杉浦, 2006)、「縛る、蹴る、突き飛ばす」は虐待だが「頭を叩く、尻を叩く」は虐待と見なす人が少ない(新家ほか, 2004)、「ひどく殴る、蹴る」はしつけを超えている(吉川, 2000)、などの結果も示されており、結果として怪我などの危険性やダメージの程度が低いと予測される暴力については虐待ではなくしつけと見なされていることを示している。これらは、懲戒権の設定において期待されていた教育的意図がある程度反映した感覚であるといえよう。しかしながら、教育的意図とは無関係の要素も、しつけと虐待の判断に関わりがあることがわかっている。「大声で叱る、お尻を叩く、手を叩く」ことはしつけだがそれ以外の行為についてもしつけとして行っている(李・安山, 2002)ことや、母親自身が行った経験がない行為については虐待と認識しやすく実際に行った経験がある行為ほどしつけと認識しやすい(李・山下・津村, 2012)ことがわかっている。そして母親は感情優位となったときに無意識に親のパワーを押しつけ、体罰ではなく自分自身の感情がセーブできたかどうかで虐待としつけの境界と知覚されている(細坂・茅島, 2017)なども明らかにされている。これらの研究は、危険性の予測以外にも、行為の経験の有無や養育者の感情などによりしつけか虐待かの判断に差異が生じることを示しているといえ、しつけと虐待を判断する行為の境界は極めて曖昧となっている可能性があるといえよう。

こうした結果をふまえると、あらためて養育者側の意図や結果の予測、経験の有無や感情抑制の程度などによって左右されやすい「しつけか虐待か」という曖昧で多様な価値が入りやすい概念で判断を問うのではなく、より具体的な「行為」をもとに判断を行う必要が示されているといえよう。養育者の意図や感情とは関係なく、子どもに危険をもたらす可能性のある行為は虐待であるという認識をあらためて確認すると共に、しつけを行うためにより適切で効果的な養育行動を具体的に示すことが必要であるといえる。

Ⅲ. フランスにおけるしつけ(懲戒行動)と児童虐待の境界に関するインタビュー調査

1. 調査目的

「親の懲戒行動」への危惧に基づき、行き過ぎた不適切な懲戒行動に至らない子育て支援および養育者支援を目指している先駆的な国のソーシャルワーカーあるいは子ども家庭福祉領域の研究者等の専門家への聞き取りを通して、体罰禁止法の施行後の実情や懲戒行動への危惧を踏まえた養育者支援の実態を把握するとともに、今後の日本における虐待予防及び親支援プログラム、施設等での養育者支援プログラムの開発に益する基礎資料を得ることを目的としてインタビュー調査を行った。その調査の中から、各国における本論文に関係するしつけとしての懲戒行動と児童虐待の境界に関する項目および語りを取り上げ、懲戒行動と児童虐待の境界を検討し、懲戒行動（しつけ）における重要な視点を明らかにする。

2. 調査対象及びリクルート方法

本調査の目的に沿う対象として、以下の3カ所の機関（6名）と2名の個人を設定した。

- ・ ASSOCIATION FRANÇAISE D'INFORMATION ET DE RECHERCHE SUR L'ENFANCE MALTRAITÉE (AFIREM)；児童虐待の問題に対応する専門職の支援を行う機関であり、様々な分野のエキスパートが専門家に対して無料で助言を行っている。インタビュー対象者は、小児科医2名と弁護士計3名であった。
- ・ LA VOIX DE L'ENFANT（子どもの声）；子どもを守る42の機関をまとめている子どもの権利擁護団体。幅広い子どもの人権問題を取り扱っており、児童虐待や犯罪被害に遭った子どもの法的な支援や関係機関への助言などを行っている。インタビュー対象者は、LA VOIX DE L'ENFANTのプレジデントであった。
- ・ CONSEIL FRANÇAISE DES ASSOCIATION POUR LES DROITS DE L'ENFANCE (COFRADÉ)；子ども直接支援は行わず、子どもの権利条約の批准など、子どもの権利向上に関して政府や関係機関に働きかける活動をしている機関。インタビュー対象者は、プレジデントと顧問弁護士の2名であった。
- ・ 虐待を受けた子どもなどを含む精神科の特別な訓練を受けた経験年数30年以上の看護師。対象者のリクルートは、次の手順で行った。

(1) 機関

文献およびインターネットに掲載されている情報を参考に、パリ市内にある児童虐待問題に関する活動をしている機関を8カ所ほどピックアップし、その内容をフランスでの生活経験が長く現地での子育て経験もあるフランス文学研究者に確認してもらったうえで主要な機関5カ所を選んだ。それぞれにコーディネーターを通してインタビュー依頼を行い、承諾が得られた3機関に対してインタビューを行った。

(2) 個人

児童虐待の問題にかかわり、育児困難や不安、マルトリートメントを受けた子どものケアおよび社会的養護の問題に深く関わっており、エキスパートと思われる人に依頼した。リクルートについては、コーディネーターと関わりがある専門家であり、縁故法にて依頼した。

3. 調査方法

(1) 調査期間

2018年3月（フランス）に実施した。

(2) 調査方法と内容

協力承諾の得られた機関および協力者に対してあらかじめ作成した質問項目に基づき、半構成的グループ・インタビューまたは個別インタビューを行った。調査実施者が2名にて聴き取り調査を実施した。実施にあたっては、倫理的配慮を遵守しながら行った。面接調査時間は一人あたり90分をめどに行った。質問内容はそれぞれの国における「体罰禁止法の状況について」「虐待防止対策と支援方法について」「懲戒行動について」「行きすぎた懲戒行動に対する防止・支援策について」などである(表1)。

表1 インタビュー質問項目

質問項目
1 フェイスシート(氏名、役職、勤務年数、業務内容など)
2 体罰禁止法について
1) 体罰禁止法の施行にあたっての経緯と施行後の現状
3 虐待防止対策と支援方法について
1) 現在の「子ども虐待防止」のための主な施策と親の懲戒行動を意識した施策や支援方法
4 懲戒行動について
1) 家庭における代表的な懲戒行動について
2) 子どもの年齢による懲戒行動の違い
3) 子どもにとって「適切な懲戒」と「不適切な懲戒」の違いをどう考えるか
5 虐待する親の懲戒行動について
1) 虐待する親が行う懲戒行動で印象に残っているものについて
2) 虐待する親のしつけの方法において、虐待か懲戒か判断に迷った行動について
3) その他、虐待する親の懲戒行動について自由に
6 虐待する親のいきすぎた懲戒行動に対する支援について
1) 懲戒行動に着目した親への支援方法について
2) 懲戒行動の頻度(量)や内容(質)の違いによる、その後の援助過程の違い
3) 「在宅での援助」と「施設等への入所中の援助」における援助方法の違い
4) 懲戒行動に関する援助を行う上での困難
5) 懲戒行動に関する援助を行う上での工夫
6) 懲戒行動に関する援助を行う上で参考とする方法
7 懲戒に関する自分自身の考えについて
8 その他

4. 分析方法

本研究では、表明されたコミュニケーション内容を客観的、体系的かつ数量的に記述するための調査法である Berelson, B. が提唱した内容分析の手法に基づき実施した(Berelson=1957; 舟島, 2007)。できる限り客観的な分析が担保され、恣意性が排除されるよう、インタビューデータの内容からしつけ(懲戒行動)と児童虐待に関与する要因をすべてとりあげた。研究における問いは、「しつけ(懲戒行動)／児童虐待に関係する要素はなにか」であり、問いに対する回答文は、「しつけ(懲戒行動)／児童虐待に関係する要素は()である」である。

分析の手順は、まず、①インタビュー内容をすべて逐語化した上で、②しつけ(懲戒行動)と児童虐待について言及されている箇所に線を引き、③研究における問いと回答文に照らし合

わせ、文節化していった。④次に、個々の記録単位を意味内容の類似性に基づき分類し、カテゴリー化を進めた。⑤その記述を忠実に反映したカテゴリーネームをつけ、必要に応じて複数のカテゴリーのまとまりである大カテゴリーを作成し、相互関係などを検討した。

5. 倫理的配慮

研究の概要（目的・意義・調査内容）と守秘義務、データの取り扱い等を事前に口頭及び書面で説明し、同意書を得た上で調査を実施した。本研究は、日本社会事業大学社会事業研究所研究倫理委員会の審査を受け承認された（承認番号：17-0901）。

6. 結果

逐語化した記録から、研究における問いと回答に該当するしつけ（懲戒行動）と児童虐待について言及されている記述は、179 記録単位であった。179 記録単位を意味内容の類似性に基づき分類化し、カテゴリー化をすすめた。そうして形成された 29 の下位カテゴリーをさらに分類化した結果、最終的にしつけ（懲戒行動）と児童虐待に関連する要素として、8 カテゴリーが形成された。表 2 は 8 カテゴリーと各カテゴリーを形成している下位カテゴリーと各々の記録単位数を示す。以下、これら 8 カテゴリーのうち、記録単位数の多いものから順に結果を論述する。なお、[] 内は、各カテゴリーを形成した記録単位数とそれが記録単位総数に占める割合を示す。

表2 カテゴリー名と記録単位数

分析対象とした記録単位数		179 (100%)	
カテゴリー	記録単位数(%)	下位カテゴリー (単位数)	
1 具体的なしつけ方法の獲得	41 (22.9%)	親のしつけがわからないという悩み	(10)
		子どもの内面の理解	(9)
		具体的なしつけ方法	(8)
		体罰以外の方法を知る	(4)
		子どもへの対応の難しさ	(4)
		関わり方がわからない場合に子どもへの関わりを放棄すること	(3)
		子ども自身に親の行動の意味を理解させようとする	(3)
		専門機関・専門家に相談する	(18)
2 専門家の支援	33 (18.4%)	専門機関・専門家の具体的な支援	(10)
		専門家の限界	(3)
		文化の違いを理解する仲介者の支援	(2)
3 しつけ／虐待の判断の難しさ	24 (13.4%)	一律に体罰を禁止することは難しさ	(17)
		体罰だけでなく心理的傷つきもあること	(7)
4 しつけ／虐待の外的基準	23 (12.8%)	法律によるしつけの規定	(9)
		暴力の全面的禁止	(9)
		しつけと虐待の範囲を外的に規定すること	(5)
		閉じてしまう（助けが求められない）こと	(6)
		家庭は密室であること	(3)
5 他者との関わり	20 (11.2%)	子どもの告白	(3)
		他者の無関心	(2)
		複数の多様や他者との関わり	(2)
		複数の多様や他者との関わり喪失	(2)
		閉鎖的なしつけと子育て	(2)
		時代によるしつけの変遷	(7)
6 文化的要因	16 (8.9%)	文化の違いがしつけに影響すること	(6)
		しつけに対する歴史・教育・文化の影響	(3)
7 親のしつけに関する独自の認識	15 (8.4%)	親のしつけに関する誤った認識	(8)
		親や家庭にしつけがまかされていること	(7)
8 親のコンディションの調整	7 (3.9%)	親も自分を見失う	(7)

【1. 具体的なしつけ方法の獲得】 [41 記録単位、22.9%]

このカテゴリーは、「親のしつけ方がわからないという悩み」、「子どもの内面の理解」、「具体的なしつけ方法」、「体罰以外の方法を知る」、「子どもへの対応の難しさ」、「関わり方がわからない場合に子どもへの関わりを放棄すること」、「子ども自身に親の行動の意味を理解させようとする」の7つの小カテゴリーから形成された。親の適切なしつけとはどのようなものなのかという悩みと、それが獲得されない場合の危惧、そしてしつけにおいて必要であると思われる要素を表していた。

【2. 専門家の支援】 [33 記録単位、18.4%]

このカテゴリーは、「専門機関・専門家に相談する」、「専門機関・専門家の具体的な支援」、「専門家の限界」、「文化の違いを理解する仲介者の支援」の4つの小カテゴリーから形成された。専門機関や専門家の支援の有効性と重要性、専門的な支援が必要であるという要素を表していた。

【3. しつけ／虐待の判断の難しさ】 [24 単位記録、13.4%]

このカテゴリーは、「一律に体罰を禁止することは難しさ」と「体罰だけでなく心理的傷つきもあること」の2つの小カテゴリーから形成された。しつけが虐待か、あるいは行きすぎた懲戒行動なのかの判断が難しいという要素を表していた。

【4. しつけ／虐待の外的基準】 [23 単位記録、12.8%]

このカテゴリーは、「法律によるしつけの規定」、「暴力の全面的禁止」、「しつけと虐待の範囲を外的に規定すること」の3つの小カテゴリーから形成された。法律や世論のコンセンサス等により、しつけにおいて暴力は用いてはならないことやしつけと虐待の境界を明確にする必要があるという要素を表していた。

【5. 他者との関わり】 [20 単位記録、11.2%]

このカテゴリーは、「閉じてしまう（助けが求められないこと）」、「家庭は密室であること」、「子どもの告白」、「他者の無関心」、「複数の多様や他者との関わり」、「複数の多様や他者との関わりの喪失」、「閉鎖的なしつけと子育て」の7つの小カテゴリーから形成された。虐待または不適切なしつけには、他者の目が入らない閉鎖的な環境や養育者の姿勢が関係しており、子育てにおいては他者の関わりが必要であるという要素を表していた。

【6. 文化的要因】 [16 単位記録、8.9%]

このカテゴリーは、「時代によるしつけの変遷」、「文化の違いがしつけに影響すること」、「しつけに対する歴史・教育・文化の影響」の3つの小カテゴリーから形成された。時代の変遷や文化の違いによって、しつけの方法や内容、基準が異なるという要素を表していた。

【7. 親のしつけに関する独自の認識】 [15 単位記録、8.4%]

このカテゴリーは、「親のしつけに関する誤った認識」、「親や家庭にしつけがまかされていること」の2つの小カテゴリーから形成された。誤ったしつけや虐待の背景には、親にしつけが任されておりその基準が関係しているという要素を表していた。

【8. 親のコンディションの調整】 [7 単位記録、3.9%]

このカテゴリーは、「親も自分を見失う」小カテゴリーから形成された。親が自分で自分を

コントロールできなくなったり、冷静さを失い自己の状態を把握できなくなったりすることが不適切な関わりと関係していることが示されており、親のコンディションの調整が必要であるという要素を表していた。

IV. 考察

本項においては、しつけと児童虐待の境界に関する文献研究と調査によって明らかとなったしつけ（懲戒行動）と児童虐待に関係する要素について考察することを通して、日本におけるしつけ（懲戒行動）と虐待との境界と、しつけにおける重要な視点を検討し、今後の養育者支援に必要な示唆を得る。

1. しつけ（懲戒行動）と児童虐待に関係する要素

インタビュー調査の結果は、しつけ（懲戒行動）と児童虐待に関係する要素として、8カテゴリー、すなわち8つの要素を明らかにした。不適切なしつけや児童虐待が生じる要因として、【6. 文化的要因】と【7. 親のしつけに関する独自の認識】が関係していることが示された。また、養育者がしつけを行い、不適切なしつけや児童虐待を予防するためには【1. 具体的なしつけ方法の獲得】と【8. 親のコンディションの調整】が図られることが必要であり、そのためには【2. 専門家の支援】や【5. 他者との関わり】が必要であることが示唆された。そして、【3. しつけ／虐待の判断の難しさ】が、養育者のみならず支援者にも存在しており、【4. しつけ／虐待の外的基準】を明らかにすることが一層重要であることが示されたといえよう。

日本のしつけと児童虐待の境界に関する文献研究が示していることと同じく、体罰禁止法の導入を定めたフランスにおいても、しつけか虐待かを判断する行為の境界は極めて曖昧であり、外的に基準を示すことが求められていることが確認できた。しつけか虐待かの判断の難しさを抱えている点は同じであり、日本よりもいっそう多民族多文化の人々で構成されている社会であることを反映して、養育者がしつけと考えて子どもに行う行為に多様性があり、そのことに対応する困難が示された。子どものしつけに体罰を用いることや若年での結婚が社会通念上認められ推奨されている文化を背景に持つ養育者にとっては、子どもに対して行う行為がフランスの法律と社会的コンセンサスの中で共有されているしつけと虐待の境界を大きく踏み越え、異なるものとなる場合がある。また、時代の変遷の中でも、しつけと虐待の境界は変化する。同じ文化を背景に持つ者同士でも、「昔はしつけが厳し」く、「お尻を叩いたりとかはしつけの一環として普通」と語られるように、しつけと不適切な懲戒行動とみなされる行為の境界は変わりうる。日本においても同じ状況があるといえよう。こうした状況を反映してか、インタビュー調査の結果からは、＜法律によるしつけの規定＞や＜暴力の全面禁止＞などしつけに体罰を用いることを禁止することや、＜しつけと虐待の範囲を外的に規定すること＞として虐待の外的基準を明らかにすることの必要性が認識されていた。あらためて、曖昧で多様な価値が入りやすい「どこまでがしつけでどこからが児童虐待か」などといった概念で判断を問うのではなく、現在の子どもの権利や養育に関する知見に照らし合わせ、体罰は子どもに対する暴力であり虐待であること、しつけとして用いてはならないことなど、具体的に明確な「行為」をもとに判断を行い、基準を示す必要があるといえよう。

2. 具体的なしつけの定義と子どもの養育方法を示すことについて

記録単位が最も多かったカテゴリーは、【具体的なしつけ方法の獲得】であり、41 記録単位、全体の 22.9%を占めていた。＜親のしつけ方がわからないという悩み＞のように、親は子どもをどのようにしつけたらよいのか悩んでおり、また＜具体的なしつけ方法＞や＜体罰以外の方法を知る＞に表されているように、暴力を用いることに変わる具体的なしつけ方や適切なしつけ方とはどのようなものかと悩んでいた。そして、それがわからないまま暴力を禁じられると関わり自体を放棄する危険があることが、＜関わり方がわからない場合に子どもへの関わりを放棄すること＞として語られていた。これは、子どもに対して暴力を用いてしつけを行ってほならないという、してほならない禁止行為を示すことだけでなく、望ましいしつけの方法や子どもをしつける具体的な方法を示す必要を表しているのだと考えられよう。しつけの方法には、【文化的要因】が影響しており、それがしばしば不適切なしつけとなってあらわれていることから、経験則や慣例に沿ったしつけの考え方に頼り切るのではなく、具体的なしつけの定義と根拠のある子どもの養育方法を示す必要性があらためて示されたといえる。

愛着臨床においては、「養育者と子どもとの相互性」（藤岡，2014）が重視されており、養育者の要点として予測性、感受性、有用性、指向性、存在性をあげている。これに基づき、養育者と子どもとの相互性が構築されることにより、子どもは養育者をパートナーとして自身の情動調整を図ることが可能になるとしている（藤岡，2018）。また、大河原（2010）は「感情制御の発達不全モデル」として、親が子のネガティブ感情（負情動）や身体感覚を否定することによって子ども自身もそれを否定する必要性が生じ、解離反応から過覚醒反応に反転する中で子どもの感情の暴走が生じるとする仮説を示し、養育者が子どもの身体感覚と感情を肯定することの重要性を指摘している（大河原，2010）。そして、枠組みにぶつかり子どもが感情を制御できない状態に陥ったときに、子どもの不快感情を承認しつつ安全な関係を維持することによって子どもの認知と感情・身体体験に行き来が生じ、それにより認知・意思による制御が発達していくというしつけのプロセスを示した（大河原，2015；2016）。他にも、子どもの感情表出を養育者が罰したり、軽く取り扱ったり、動揺することによって、子どもが不快感情を適切に扱えなくなることを示す研究は多く存在し、子どもが表現する不適切感情を養育者がいかに受けとめるかが子ども自身の感情制御の力に影響を与えることがわかっている（Eisenberg,N. & Fabes,R.A. ; Davidov,M.& Grusec,J.E. ; ほか）。これらをふまえると、特定の文化社会の中で生きていくために必要な習慣、態度、価値、行動規範を子どもが獲得するしつけの過程で遭遇する、行動の制限や示唆とそれらによって子どもに生じた不快感情や心理的緊張を、養育者との安心できる関係の中で制御する体験を重ねていくことにより、子どもは認知・意思による制御、すなわち自分の感情や行動をコントロールすることが可能となり、必要な習慣、態度、価値、行動規範を獲得することができるようになるといえる。

しつけを行う際には、第一に、養育者は子どもが泣く、怒る、ぐずる、言うことを聞かない（不服従）などの行為として表出するいらだち、怒り、悲しみなどの不快感情や心理的緊張をいったん受けとめ、第二にそれを緩和させることが必要であるといえよう。不快感情や心理的緊張を緩和させる方法としては、＜子どもの内面を理解してしつけを行う必要性＞として示されて

いるように、子どもが体験している内的な感情を養育者が正しく理解することが重要となると思われる。子どもの内的な感情体験を子どもとの間で言語化したり、抱っこをしたりスキンシップなどの身体的な関わりを通して緊張を緩和させるなど、子どもの年齢や発達、状況に応じて様々な方法が考えられよう。子どもが不快感情や心理的緊張を示しているときに暴力を用いることは、子どもに更なる緊張と恐怖をもたらすこととなり、緊張を緩和させることとはほど遠く、逆効果であるといえる。養育者の関わりによって不快感情や心理的緊張からある程度回復した子どもは、第三の段階として養育者が要求しているしつけの内容を検討することが可能な状態となり、第四の段階として考えさせる、言い聞かせる、対話するなどの＜子ども自身に親の行動の意味を理解させようとする＞関わりが実現し機能するのだといえよう。こうしたプロセスを繰り返し体験することにより、最終的に、しつけとして養育者が子どもに要請する生活上必要な習慣、態度、価値、行動規範、感情や行動のコントロールの力が子ども獲得され自律的に機能するようになるのだと考えられる。

3. 専門家の支援の必要性

二番目に記録単位が多かったのは、【専門家の支援】であり、33 記録単位、全体の 18.4% を占めており、しつけや児童虐待に関係する要素として、専門家の支援の必要性が示されていた。

養育者と子どもとのアタッチメント関係の基盤は、子どもの不安や不快な状態を養育者との関わりの中で緩和し、安心して安全であると実感する状態に回復させることにある。その過程の中で子どもは養育者に対するアタッチメントを発達させ、自分一人ではコントロールできない不安を養育者の力をかりて制御し、その繰り返しを経験する中で、やがて自分自身の力として自律の能力を獲得していく。しつけにおいては、既に述べたように、子どもの不快感情や緊張を緩和させる必要があり、子どもが安全で安心だと感じられる状況が必要である。安定したアタッチメント関係は、養育者と子どもとの関係においてこれらを可能とする。子どもがしつけられる基盤には、養育者との安心と安全を実現するアタッチメント関係が必要である。しつけの方法の具体的提示がなされる場合に、専門家の支援として第一に必要とされるのは、親子の安定したアタッチメント関係を促進させることであり、その基盤の上に、子どもの不快感情や緊張を緩和させる働きかけや応答などの具体的方法を示すことが必要であろう。この子どもの不快感情や緊張を緩和させる働きかけや応答は、アタッチメント関係の形成を促進する養育者の働きかけや応答と重なるものである。

【親のコンディションの調整】を図る支援も重要である。しつけの一連のプロセスの前提でもあり、しつけを行う際に必要なことが、【親のコンディションの調整】である。先行研究においても示されているように、親が感情的になったり、ゆとりを失うこと、＜親も自分を見失う＞ことによって、しつけが適切に行えず、児童虐待の要因ともなり得る。アタッチメント関係の促進という養育者と子どもとの関係への働きかけ、子どもに対する具体的なしつけ行為という子どもへの働きかけ、そして養育者の状態を整える養育者への働きかけという、3つの視点をふまえて、支援プログラムを検討する必要がある。養育者の状態を整える心理教育や感情制御の方法を獲得する支援が、実際の子どものかかわりの前提として、あるいは並行して行われる必要がある。さらに、【6. 文化的要因】と【7. 親のしつけに関する独自の認識】が

しつけや児童虐待の要因として影響していることから、文化的要因と親のしつけに関する認識に焦点を当てた心理教育や支援の要素も必要となると考えられる。

専門家の支援においては、食事作りや掃除などの生活支援から、子どもが散らかしたものをどのように片付けさせるかなどのしつけの方法まで、＜専門機関・専門家の具体的な支援＞の必要性が示されていた。また、＜専門機関・専門家に相談する＞必要性が認識されていたが、一方で【他者との関わり】が希薄であることが、しつけがうまくいかないことや児童虐待の発生と関係することが示唆されており、＜専門機関・専門家に相談する＞ことが自発的にできない、＜閉じてしまう（助けが求められない）こと＞になっている養育者にどのように働きかけていくのかを検討することが必要である。社会全体の意識や、具体的な子育て行為をはじめとした、養育としつけという個人的な営みを開かれたものにする必要があるといえよう。

以上をふまえて、しつけのプロセス（図1）と養育者支援プログラムにおいて必要となると考えられる要素を表3に示す。

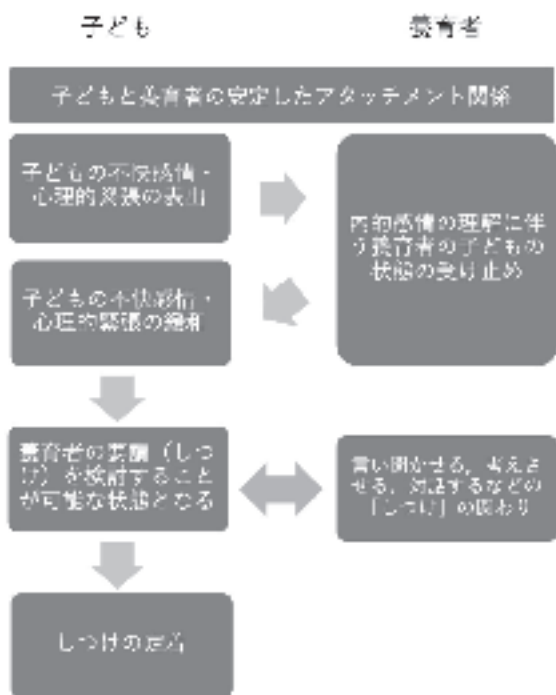


図1 しつけのプロセス

表3 養育者支援プログラムにおいて必要となる要素

1	子どもと養育者のアタッチメント関係の促進を図る支援
2	養育者のコンディション調整（感情コントロール）を図る支援
3	文化的要因と親のしつけに関する認識に焦点を当てた心理教育や支援
4	子どもの状態，内面を理解する支援
5	具体的な子どもへの関わりのスキルを獲得する支援／具体的な生活支援

V. 本研究の限界と今後の課題

1. 本研究の到達点

本研究によって、しつけと児童虐待に関係する一定の要素が、先行研究に基づく文献検討とインタビュー調査に基づく実証的研究により、明らかになったといえよう。そしてそれをふまえて、今後の養育者支援においては、具体的なしつけを含む子どもの養育方法を示す必要があること、専門家の支援が必要であることが明らかにされた。しつけのプロセスに関する仮説と、養育者支援において支援者が検討すべき要素に関する仮説を示した。

2. 本研究の限界と今後の課題

本研究が分析対象としたデータは海外のものであり、日本を対象としたものではない。今後は、しつけと児童虐待に関係する日本における要素を確認すると共に、得られた要素の内容を精査することが求められる。また、しつけのプロセスに関する仮説と、養育者支援において支援者が検討すべき要素は仮説の域を出ず、実証的な確認が求められる。その上で、今回提示した内容を具体化していくことが必要となろう。特に、しつけのモデルにおいて示した、子どもの不快感情や緊張を緩和させる養育者の子どもの状態の受けとめにおける具体的な関わりについては、「養育者のしつけの方法と具体的な子どもへの関わり方」となる今後の養育者支援の具体的なスキルを構成する軸となるものであると思われるため、さらなる研究を進めていく必要がある。アタッチメントを基盤としたこれまでの愛着臨床において明らかとなった要点を、養育者が子どもに向き合いしつけを行う場面に照らし合わせ、具体的にどのように関わる必要があるのか、愛着臨床プログラム全体の構成の中に位置づけていく必要がある。

謝辞

本研究は、2017年度科学研究費補助金（基盤研究（B）「親の懲戒行動の解析に基づく愛着臨床アプローチの再構築に関する研究」（研究代表・藤岡孝志）の一部を報告するものである。

引用文献

- 1) 厚生労働省（2019）平成30年度児童相談所での児童虐待対応件数<速報値>。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000533886.pdf>（最終アクセス日：2019年9月4日）
- 2) 細坂泰子、茅島江子（2017）乳幼児を養育する母親のしつけと虐待の境界の様相。日本看護科学会誌 Vol. 37, 1-9.
- 3) 李環媛、安山美穂（2002）どこまでが「しつけ」でどこからが「虐待」なのか—実態調査に基づく推定の試み。宮崎大学教育文化学部紀要（芸術・保健体育・家政・技術）vol.7, 1-19.
- 4) 木下隆志（2009）阪神間における子ども家庭福祉施策の現状 について—芦屋市住民を対象とした児童虐待に対する意識調査から。関西国際大学研究紀要、vol.10、55-65.
- 5) 厚生労働省（2019）子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533868.pdf>（最終アクセス日：2019年10月11日）

- 6) 石川稔 (2000) 子ども法の課題と展開, 有斐閣, 29-30, 77.
- 7) 小口恵巳子 (2009) 親の懲戒権は以下に形成されたか—明治民法編纂過程から見る—, 日本経済評論社.
- 8) 産経新聞 (2019) 懲戒権見直しへ議論開始 法制審部会、嫡出推定も
<https://www.sankei.com/affairs/news/190729/afr1907290023-n1.html> (最終アクセス日: 2019年10月11日)
- 9) Union of Families in Europe (2007), POUR ou CONTRE les fessés, Tassin: UFE
- 10) Le Figaro (2015) Interdiction de la fessée : 70% des Français disent non.
<http://www.lefigaro.fr/actualite-france/2015/03/13/01016-20150313ARTFIG00402-interdiction-de-la-fessee-70-des-francais-disent-non.php> (最終アクセス日: 2019年10月11日)
- 11) 石田祥代, 野澤純子, 藤後悦子 (2015) 気になる子どものしつけに関する研究の動向と課題: 「家庭教育・しつけ」要因検討のための知見と情報を得るために, 東京成徳大学研究紀要—人文学部・応用心理学部— (22), 35-48.
- 12) 岡本夏生 (2005) 幼児期—子どもは世界をどうつかむか—, 岩波新書.
- 13) 厚生労働省 (2013) 子ども虐待対応の手引き (平成25年8月改正版),
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf (最終アクセス日: 2019年10月11日)
- 14) 日本小児科学会 (2006) 子ども虐待診療の手引き (第2版),
http://www.jpeds.or.jp/uploads/files/abuse_1.pdf. (最終アクセス日: 2019年10月11日)
- 15) 馬場香里 (2015) 「児童虐待」の概念分析, 日助産会誌 29 (2), 207-218.
- 16) セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン (2018) 子どもに対するしつけのための体罰等の意識・実態調査結果報告書子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して
- 17) 李環媛, 山下亜紀子, 津村美穂 (2012) しつけと虐待に関する認識と実態—未就学児の保護者調査に基づいて—, 日本家政学会誌 Vol.63 (7), 379-390.
- 18) 金谷光子, 杉浦恵子 (2006) しつけと虐待の狭間—子育て講座に参加した母親へのアンケート調査を通して—, 母性衛生 47 (1), 32-42.
- 19) 新家一輝, 篠原裕子, 藤田三樹, 津田朗子, 西村真実子, 関秀俊 (2004) 児童虐待の認識に関連する要因—多重ロジスティック回帰分析による検討. 小児保健研究 vol.63(4), 436-441.
- 20) 吉川晴美 (2000) 家庭における人間関係—児童虐待について. 日本家政学会誌 vol.51(6), 545-551.
- 21) Berelson, B (1954) Content Analysis in Lindzey, G., Aronson, E(ed.):Handbook of Social Psychology, v.1, Addison - Wesley Company Inc. (=1957, 稲葉三千男他訳『内容分析, 社会心理学講座7—大衆とマス・コミュニケーション3』みすず書房.)
- 22) 舟島なをみ (2007) 質的研究への挑戦 (第2版), 医学書院.
- 23) 藤岡孝志 (2014) 施設臨床における「養育者-子ども相互性」支援システムの構築: 共感疲労とFR行動、メンタライジングに焦点をあてて, 日本社会事業大学研究紀要第61巻,

113-135.

- 24) 藤岡孝志 (2018) 『支援者支援養育論』の構築に関する論考－支援者支援を中核に据えた養育論－, 日本社会事業大学研究紀要 64, 115-129.
- 25) 大河原美以 (2010) 教育臨床の課題と脳科学研究の接点 (1) 「感情制御の発達不全」の治療援助モデルの妥当性, 東京学芸大学紀要総合教育科学系第 61 集 (1), 121-135.
- 26) 大河原美以 (2015) 子どもの感情コントロールと心理臨床, 日本評論社.
- 27) 大河原美以 (2016) 子どもの「いや」に困ったときむ本, 大和書房.
- 28) Eisenberg, N., & Fabes, R.A. (1994) Mothers' Reactions to Childrens' s Negative Emotions : Relations to Children' s Temperament and Anger Behavior. *Merill-PalmerQuarterly*, 40 (1), 138-156.
- 29) Davidov, M., & Grusec, J. E. (2006) Untangling the Links of Parental Responsiveness to Distress and Warmth to Child Outcomes. *Child Development*, 7(1), 44-58.